



Title	プライバシーのドラマトゥルギー
Author(s)	阪本, 俊生
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42941
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 ^さ 坂 ^も 本 ^{とし} 俊 ^お 生

博士の専攻分野の名称 博 士 (人間科学)

学 位 記 番 号 第 1 5 0 2 5 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 1 2 年 1 月 4 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 論 文 名 プライバシーのドラマトゥルギー

論文審査委員 (主査)
教 授 大村 英昭
(副査)
教 授 伊藤 公雄 助教授 山中 浩司

論文内容の要旨

プライバシーは、今日、私たちになじみの深い日常語の一つといっても過言ではない。ところが、その一方で、この概念ほど過去に専門家たちを手こずらせてきたものも珍しい。ある法律家の「ハリケーンのなかの干し草の山」という言葉は、プライバシー概念がおかれている状況を的確に表現したものとして、あまりにも有名である。私の研究は、このような事態の謎に、社会学的な視点から迫ろうとする試みである。

これまでプライバシーは、一般に、何か隠しごとが暴露されたり、一定の情報が公開されることだと考えられ、それらの観点から論じられるのが常であった。そのため、プライバシー侵害の対象となる情報や、その情報がおかれ、あるいは生起する領域の研究が中心となってきた。前者からは、個人による自己情報制御というプライバシー権の考え方が生まれ、後者からは、プライバシーを個人の一定の生活領域にみようとする見方、すなわち領域説が唱えられた。

おそらく、これらの見方からもプライバシーのある側面を理解し、説明することは可能であろう。しかし、それらは、基本的にはプライバシーを権利として確立したり、保護しようとする、プライバシー意識と同じ地平にたった立論である。プライバシーの社会学は、これとは別の観点にたつ。すなわち、プライバシー意識そのものをもたらす基盤となる社会の規則性（メタ規則）をみていくことになる。

プライバシー意識を分析するために私が行なったのは、プライバシー侵害を、侵害される情報の性格ではなく、侵害する側のまなざしのあり方の問題としてとらえようとする視角である。過去の、このような試みとしてはL.C. ヴェレッキーの議論がある。彼は、まなざしのもつ道徳的な質によって侵害のまなざしとそうでないまなざしとに分類した。しかし、その場合、プライバシー侵害は、非道徳的なまなざしの所産というトートロジー的な結論で終わってしまう。社会学で問いたいのは、このような価値観のさらに背後にあるまなざしの形式的特徴である。

本論では、過去のプライバシーの判例や、プライバシー論者の議論を通じて、プライバシー侵害に共通してみられる形式的特徴として、距離化、コンテクストの変更、イメージの再構成という三つを見出せることを確認した後、プライバシー侵害を、E. ゴフマンの用いたフレーム概念を用いて把握できることを論じた。この見地からは、プライバ

シー侵害はフレーム化となり、それゆえプライバシー意識はフレーム化のタブーといえるものである。

プライバシー意識は、実際には覗き趣味と対応している。私事を見られることを忌避するのも近代人なら、ゴシップ記事を好んで読むのも近代人である。つまり、プライバシー意識と侵害の欲望とは同根あるいは表裏一体であり、近代人のプライバシー侵害のまなざしは、そのプライバシー意識と逆説的にかかわっている。私のプライバシーの社会学的研究は、このようなまなざしの特徴がいかなるものなのかを明らかにするとともに、それがいかにして人々のあいだに共有されるようになり、さらにその共有によって生起している社会システムは、いかなる性格のものなのかを問うものである。

本研究の構成は、大きくは理論的考察と歴史的考察とに分かれている。前者においては、これまでに蓄積されてきたアメリカと日本におけるプライバシー侵害訴訟の判例、およびプライバシー侵害として議論されてきた諸事例を、そこにみられる侵害のまなざしという観点から分析し、その形式的特徴を析出しようとした。その結果、問題のまなざしが、E. ゴフマンのドラマトゥルギカルな社会学的視点と同一の形式的特徴を持ち、さらにゴフマンがフレームという概念で説明したまなざしの形式と同形的であるという仮説が導かれた。本研究はこの仮説に基づき、近代のコミュニケーション・システムにおいて、プライバシー意識がいかなる意義をもち、どのような機能を果たしてきたのかということの探求へと向かった。

プライバシー侵害のまなざしがフレーム化のまなざしであるとすれば、プライバシー意識とはフレーム化を禁じる意識、すなわちフレーム化のタブーということになる。ところで、ゴフマンのいうフレーム概念の生みの親である G. ペイトソンは、フレーム化のタブーをノンコミュニケーションと呼び、それがコミュニケーション・システムをうまく機能させるための聖なるタブーであると考えている。その事例としてさまざまな神話や伝承において語られる、神々やそれに類する存在、あるいは異人等を見ることのタブーをあげ、それをフレーム化のタブーとして論じている。そして、これらのほぼ同じ事例は、偶然にも A. ウェスティンがそのプライバシー論において、プライバシー意識の起源として論じているものと一致している。また、プライバシーがフレーム化のタブーであるとする見方が、プライバシーをめぐる議論においてしばしば個人の尊厳や人格の聖性という価値観や主張と整合することを示している。

ノンコミュニケーションは、シンボリックな存在である人間、あるいは根源的にはフィクション的な世界に生きるフレーム設定型の生物である人間のコミュニケーション・システムの維持と関連している。このシステムの性格上、フレーム化に制約がない場合、人間が世界を認識したりコミュニケーションする際の意味記号は、限りなく続く無限のフレーム化のループへと巻き込まれていく。その場合、システムは、いわば分裂病的ともいえる、コミュニケーションの成立しえない状況へと落ち込んでいくことになる。ノンコミュニケーションとは、そうした状況への一定の歯止めである。ペイトソンにおける、聖なるもののタブーとは、このシンボリックなコミュニケーション・システムの根源的基盤を支えるものとしてとらえられている。そして、プライバシー意識がフレーム化のタブーの一種であるとするなら、それはノンコミュニケーションの近代特有の一つのあり方として考えられるのである。

歴史的考察においては、まずプライバシーという権利概念とプライバシー意識とを区別し、後者は近代社会特有のものであることを確認する。そして、この意識がいかに近代社会固有の構造的な特徴のなかで、システムティックにもたらされているかということ进行分析した。そして、とりわけそれは個々人の記号をめぐる問題と関わっている。

個人のアイデンティティや外見が一般に固定されているような伝統的社会では、それに対する疑いや想像の余地そのものがほとんどない。一方、表現や外見の制約から解放された近代以降の社会では、外見の背後にある内面といったものが重要性をおびてくることになる。ところが、皮肉なことに、このことはそれ以前よりもはるかに外見を重視するということにつながる。外見を通して内面を見通すために、外見は疑われ、問題化され、以前よりもはるかに注意深い解釈の対象となるからだ。そのため、伝統的社会とは対照的に、近代社会においては、記号は解釈のまなざしに対して、いわば厚みをもち、その背後をもつかのように見えることになる。このような記号こそが、プライバシー社会における個人の記号である。そして、その背後の内実は、実際は、そのまなざしそのものによってもたらされているにもかかわらず、まなざしはその背後にあるものに魅せられるようになる。このようにして個人の記号に価値が付与され、それが近代社会のまなざし一般に覗き趣味的性格をもたらしことになる。

このような問題は、まなざしを向ける側、すなわちフレーム化する側だけの問題ではない。表現せざるをえない個人においては、さらに深刻な問題が生じてくる。表現主体である個人の側においても、その内面が重要とされるがゆえに、ますます自ら表出する記号を重視せざるをえないのである。服装の自由さは、その人の個性や人間性の表現の自由を与えると信じられるようになれば、ファッションが重視されざるをえなくなるように、自己表現が自由になればなるほど、個人は自らの表現に対して慎重にならざるを得なくなる。このことは、ゴフマンにおける自己表現の意識的統制の強調や、「精神の官僚制化」といった指摘にもみられる。また、例えば19世紀に、ホワイット・シックネスや自我漏洩症候群といった精神病理学的な問題が出現してきたことにも対応している。

プライバシーは、しばしば個人の自己表現を促進したり強化するものだといわれてきた。例えば、シェーマンは、プライバシーによって保護された領域が、個人にとって自由な自己表現の第一の場となると述べている。すなわち、自己表現の制約されていたかつての社会に比べ、近代社会では、個人がより多くのプライバシーをもつことで自己表現の機会が増大したと考えている。だが、いくつもの社会史の研究が示すところでは、現実には公共領域における人々の行為や感情表現は、ある意味で伝統的社会よりもむしろ縮小してきており、近代社会において、むしろ自由な表現はプライバシーの領域に限られるようになったといわれている。例えばR・N・ベラーは、「アメリカ人は、生活の他の側面では欠けている自己表現」を見出すために「ライフスタイルの飛び地」と彼が呼ぶ私的な小領域を探し求める表現的個人主義の世界に暮らしている」(Bellah, R.N., 1985: 90)と指摘する。

このような自己表現をめぐる問題は、単なる個人の杞憂とはいえない。すでに見たように、外見の記号は、常にフレーム化のまなざしにさらされて問題化しており、表現と表現のあいだのわずかな矛盾や食い違いが、その個人の表現それ自体の信憑性への手痛い打撃となる可能性がある。表現と矛盾する行為やできごとの発見を、その個人の内面の真実の発見と同義にするというのは、マスメディアのゴシップ記事の常套手段である。「個人が正しい生活を送っていると他者が感じているということ、その個人が確信することのできる理由は、彼が正しいからではない。彼を不信にさらすために情報を組み立てるよう動機づけられている人がだれもいないということである(Goffman, E., 1974: 111)」というゴフマンの言葉にこうした状況の意味が集約されている。また、M. ヘプワースやR. セネットが示しているように、スキャンダルや世評脅迫は、近代以降に重大な社会問題として生まれてきたのである。

つまり自己への根底的な不安が、プライバシー意識の根底にあるわけだが、その背景には、個人の自己やアイデンティティが、個人自らの手で創出し、実現していく以外に、社会に対しても自分自身に対してもそれを信じさせる手段がない、という近代特有の個人のあり方とも関連している。近代社会では、自己やアイデンティティもまた自己解釈がもたらすフィクションに他ならない。一方、他者もまたその個人について解釈することで、そのフィクションを作り出していくことになる。著名人等の場合、特にマスメディアがそれをつくって公表し、売り出すことになる。もちろん、個人は自らのフィクションをつくって実現することに関して優先権を持つのだが、それは個人的な物語である以上、限界がある。マスメディアによって矛盾をつかれたり、別のフィクションを大々的に公表されたりした場合、個人はきわめて弱い立場に立たされざるをえないのである。いうまでもなく、このような記号的問題は、著名人に限らず、あらゆる個々人が共通に抱えている問題である。これがプライバシー意識をもたらす近代的状況なのである。そして、もちろん、このような問題はフレーム化のまなざしを通じて生じてくるものである。したがって、このような問題への防御の意識とはノンコミュニケーションの意識なのである。

近代以前においては、フレーム化のタブーは社会の外部の存在に対するものとして規定されていた。しかし、近代社会になるとフレーム化の主体は、主体としての個人ということになる。カーラーは、個人が自らの物語の主体となることを、「天上からのシンボリズム」から「地上からのシンボリズム」への変遷と呼ぶ。近代以降は、人間が人間自身の物語によって生きようとする世界であり、その中で自伝文学や近代小説などが生まれてくることになる。このとき、個人はフレーム化の主体であるがゆえに、フレームの外部を自らのうちにもつことになる。それが内面である。そして、それは伝統社会における異界の存在と同様、きわめて魅惑的であり、新たな解釈対象として登場してくる。ただし、かつての社会と同様、そうした魅惑の対象である個人は、フレーム化の主体であるがゆえにフレーム化は禁じられてもいる。それがプライバシー意識である。

ところが写真が発明された19世紀後半にはいると、どうやら個人のフレーム化のタブーが危うくなってくる。すなわち、個人はかなりたやすくフレーム化されるようになるわけである。そのまなざしの典型が写真である。こうしたことからプライバシーは深刻な社会問題となり、法制化が叫ばれるようになるのである。そしてこの場合には、個人のまなざしによる個人自身のフレーム化、すなわちフレーム化の主体である個人が、自らを主体たらしめている個人そのものをフレーム化するという自己言及的な状況をもたらすということとなる。そのため、19世紀以来、現代に至るまで起こってきているように、フレーム化の主体である個人のフレーム化が進展すると、個人のノンコミュニケーションとしての位置は脅かされ、さらに追われていくことになる。そこからおそらく新たなノンコミュニケーションが模索されることになるであろうと考えられる。最近の社会意識の情報化への傾斜には、どうやらそうした動きがみられるように思えるのである。

論文審査の結果の要旨

プライバシー権が公式に人権の一つとして議論されるようになって100年余り。今では、それが「プライバシーの侵害にあたる」と言えば、大抵の人々の間で、その意味内容を理解できる程度には定着していると見てよい。この意味で、我々の生活世界にも、プライバシー感覚は十分に根づいていると言ってよからう。しかるに、その日常の生活世界——とりわけ生活成情——を重視する現代社会学において、このプライバシーをめぐる人々の感情経験については案外、これといった研究業績が見当たらない。本論文は、こういった、いわば意外な穴を埋めると同時に、プライバシーの研究がかえって古典社会学の正統な理論的嫡流でもあり得ることを示した労作である。E. デュルケムの「人格崇拜」論も、G. ジンメル「秘密」論も、今に言われるプライバシーの意識について、少くとも外堀を埋めるには十分過ぎるほどの議論を展開していたからである。

ただし、本論文のオリジナリティは、現代社会にくり返されるプライバシー侵害をめぐる裁判事例を、各国に蒐集すると共にそのデータを、E. ゴッフマンのフレーム分析やG. ペイトソンのノンコミュニケーション概念を駆使して分析し、おかげで、いかにも現代人らしい感情経験に即して古典理論の含みを今に再認識させたところにあるだろう。

オリジナリティと言えば、もう一つ例えば写真の発明や普及のような技術の進展が、我々のプライバシー（侵害）感覚をどう研ぎすましてきたのか、ジョナサン・クレーリーの『観察者の系譜』——1990年刊——辺りをも参照しつつ、説得力豊かに分析している点も忘れるわけにはいかない。クレーリーの議論をプライバシー論に結びつけただけでなく、クレーリー的不いわけば視覚の主体の物語に視覚の客体の物語をリンクさせ、それを修正していく可能性をも示唆するものだからである。

言い換えれば、本論文は、プライバシーに関する社会学のみならず、広く技術と社会の関係を論ずる研究にとっても重要な手がかりを提供していると評価できる。